

【資料 2】

2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託仕様書

第1 委託業務名

2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託

第2 業務の目的

秋田県（以下「県」という。）は、令和9年に神奈川県横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」において、県産花き及び自然豊かな本県の魅力を国内外へ発信し、県産花きの需要拡大及び観光誘客等を図るため、屋内出展を行う。本業務は、上記の目標を達成するため、本県出展における展示設計図や関連資料の作成及び概算工事費の算出等を行うことを目的とする。

第3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

第4 出展場所及び区画の条件

1 場所

2027年国際園芸博覧会会場 屋内出展施設（神奈川県横浜市上瀬谷通信施設跡地）

2 出展期間

令和9年9月18日（金）～9月26日（日） 9日間

※設置期間 令和9年9月16日（水）～9月17日（木）

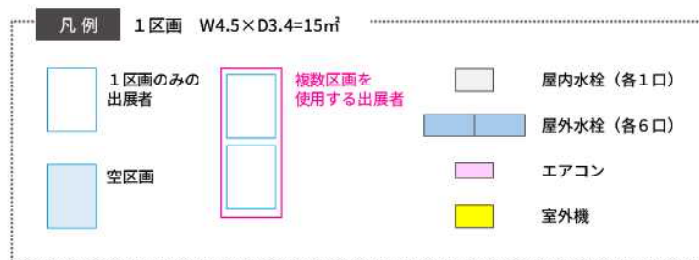
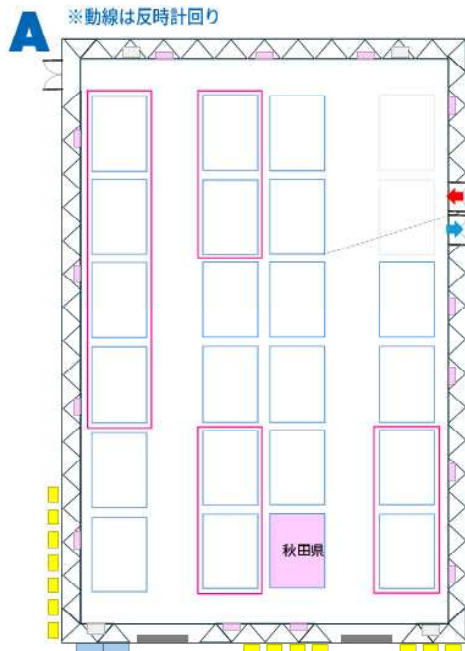
撤去期間 令和9年9月26日（日）～9月27日（月）

3 区画面積

15㎡（間口4.5m×奥行3.4m）

4 区画配置

※動線は反時計回り



5 高さ制限等

樹木・植物は4.0mまで、植物以外の構造物は2.7mまで。その他、博覧会協会が定める参加ガイドライン等の諸条件を遵守すること。

第5 業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

1 展示コンセプト及び展示計画の策定

県産花きの魅力発信や本県観光誘客への波及効果、並びに園芸博覧会のテーマ（幸せを創る明日の風景）を踏まえ、展示コンセプト及び展示計画を策定する。特に、花きや樹木等は秋田県内で生産されているものや秋田をイメージするものから選定する。

2 展示設計図及び資料の作成

(1) 全体平面図

展示内容の全体がわかるもので、着色されたもの

(2) 施設平面図

造形物の種類や素材、寸法等が明記されたもの

(3) 植栽平面図

花きや樹木等の名称と規格、数量（本数や面積）等が明記されたもの

(4) 各種詳細図

造形物毎の寸法等が明記されたもの

(5) パース

着色された俯瞰図（1方向以上）

(6) 設計説明書

花きや樹木等の選定理由を明確にしたもの

3 施工・維持管理等にかかる概算費用の算出

本業務の設計に基づく、次期工程（施工、維持管理、撤去、花材費等）に係る概算費用を算出する。

4 展示花材・資材等の調達、運搬、管理計画の策定

展示期間中、常に良好な状態を保つための花材の入れ替え頻度、調達先、運搬方法、維持管理方法等について検討する。

5 打ち合わせ

本業務の実施にあたっては、最低3回以上の打ち合わせを行う。受託者は、打ち合わせの議事録を作成し、打ち合わせ終了後に、実施要領第4の事務局へ提出すること。また、電話や電子メール等で行った内容確認や指示事項等についても議事録として残すこと。

第6 本県の出展テーマと展示デザインのイメージ

受託者は、以下のテーマ及び構成を参考に、創造的かつ魅力的な設計を提案すること。

1 本県の出展テーマ

「美の国あきた ～水と緑が育む、華やぎの花々～」

2 展示デザインのイメージ・方向性

(1) ダリアをはじめとする県産花きを主役に据えた華やかな空間演出。

(2) 「秋田」という地名を直感的に伝える田園風景の構築。

(3) 白神山地等の豊かな山々から湧き出た清らかな水が田沢湖や十和田湖を満たし、その水の恵みによって、美しい花や田園が育まれる流れを効果的に配置。

(4) 花木を用いた秋田の伝統文化の表現。

3 PR活動に関する制限と要件

(1) パネルやデジタルコンテンツを活用した団体、自治体等の活動紹介はPR活動となる。

(2) PR活動に該当する展示は出展面積の5%以内に収め、過度なパネル展示や企業名の表記は避けること。

第7 成果物の納品

受託者は、履行期間内に第5の1～3及び実績報告書を、実施要領第4の事務局へ電子データにて提出すること。

第8 契約に関する条件等

1 再委託等

(1) 本業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は業務の一部を再委託することができる。その場合、受託者はあらかじめ、再委託する内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は、(1)により再委託する場合には、秋田県内に本社（総括部局）又は本店を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

3 権利の帰属等

- (1) 本業務（再委託した場合を含む。）により得られた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて県に帰属する。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに本業務（再委託した場合を含む。）により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。
- (3) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (4) 本業務（再委託した場合を含む。）により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、県が出願人となって費用を負担し、登録手続きを行う。

4 機密の保持

- (1) 本業務（再委託した場合を含む。）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途への使用はできないものとする。また、その防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

第9 その他

- 1 本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させることができるものとする。
- 2 契約締結後において、本委託の内容を変更することがある。この場合、変更する業務の内容は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- 3 本委託が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- 4 本業務実施にあたっては、国際園芸博覧会が定める規則及びガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等に留意し、遵守すること。
- 5 その他、この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。